平成２７年（フ）第２３５号
神奈川県座間市東原５丁目３番４－402号
ハイムさがみの
債務者　仲子　喜予
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２３６号
相模原市中央区淵野辺本町２丁目27番10号
スカイロジェⅢ　303
債務者　力石　武史
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２４３号
神奈川県座間市東原４丁目11番58号　ウィル相模野203号
債務者　青山　雄次
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１２５号
静岡県駿東郡清水町徳倉848番地　レアールカロス101
債務者　長濱　清美
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第４７５号
大阪府柏原市旭ケ丘２丁目14番23号
債務者　中村小夜子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４９０号
堺市北区中百舌鳥町３丁345番地１－101号
債務者　寶樂紀世久
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５８５号
堺市北区北花田町２丁191番地１　グレイス北花田103号
債務者　南口　誠子
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６００号
堺市北区新金岡町２丁２番５－106号
債務者　伊藤　利彦
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８４４号
福岡県筑紫野市上古賀４丁目13番10号　カサヴェルデ天拝206号
債務者　溝口　弘貴
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第９８８号
福岡市中央区薬院３丁目14番５－702号
債務者　伊集院弓子
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６８１２号
東京都新宿区北新宿３丁目28―12―207
債務者　松本真理子
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８１３号
東京都荒川区町屋３丁目27―14―301
債務者　川村　大雅
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８１６号
東京都大田区南六郷１丁目15―５
債務者　中田　沙季
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８１７号
東京都江戸川区西瑞江４丁目23―17―105
債務者　鈴木　一治
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８２０号
東京都足立区大谷田３丁目18―１―102
債務者　仲間　律子
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８２２号
埼玉県朝霞市仲町２丁目１－５－1101
債務者　大植　千曲
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８２３号
東京都豊島区西池袋２丁目25―17　とくや荘
債務者　長島　昌広
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部